

# 瀬戸市グリーン購入調達方針

## 1 趣旨

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ行動のことです。

本市では、瀬戸市環境基本計画に、“瀬戸市役所”が事業者のひとつとして率先して環境配慮に取り組むことを掲げ、「エコオフィスプランセと（地球温暖化実行計画 事務事業編）」に、グリーン購入の推進を目的とした取り組みを定めています。

また、本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進を図るための方針としても位置づけ、グリーン購入の推進を図ります。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

**第十条** 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

## 2 基本的な考え方

市が物品等を調達する際は、次の基本原則に基づき、調達の目的に支障のない範囲で、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めます。

- (1) 購入する前に必要性を十分考える。
- (2) 購入する量を最小限にする。
- (3) 環境にやさしい物品を購入する。
  - ① 環境や人の健康に悪影響を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
  - ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
  - ③ 再生可能な天然資源は持続可能な方法で採取し、有効利用されていること。
  - ④ 長期間の使用が可能であること。
  - ⑤ 再利用が可能であること。
  - ⑥ リサイクルが可能であること。
  - ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
  - ⑧ 廃棄時に適正な処理、処分が容易であること。

- (4) 購入した物品は、正しく管理し大切に使う。
- (5) 使いきった後は、リサイクルや分別廃棄を行う。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が行う物品等の購入とします(レンタル、リースを含む。)

### 4 グリーン購入推進品目等及び判断基準

グリーン購入を推進する品目等及び判断基準については、別紙のとおりとし、必要に応じて見直しを行います。

### 5 対象物品等の情報入手方法について

グリーン購入対象物品等の情報は、各メーカの製品カタログや環境ラベル等の確認のほか、下記の関連ホームページから入手することができます。

○環境省「グリーン購入法.net」

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)

○エコ商品ねっと

(<http://www.gpn.jp/>)

○グリーンステーション

(<http://www.greenstation.net/>)

### 6 推進体制

グリーン購入の取り組みの確実な推進を図るため、環境課（エコオフィスプランセと策定担当課）が事務局を担い、グリーン購入に関する情報発信、啓発、調達状況の集計及び公表等を行います。

### 7 集計と公表

別紙に定めるグリーン購入推進品目の発注（但し、10万円以下の場合は除く。）の際には、仕様書にグリーン購入の判断基準を明記し調達率の向上に努めます。

事務局は各課からの報告を取りまとめ、庁内全職員に対し前年度の調達状況を報告するとともに、市ホームページに公表します。











### 8 調達目標

調達率は発注件数によるものとし、調達目標は100%とします。

### 9 施行時期

この方針は、平成29年7月1日から施行します。

## グリーン購入推進品目及びその判断基準

分野	品目	判断基準	参考ラベル
紙類	PPC用紙 (コピー用紙)	古紙パルプ配合率 70%以上であること。	 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
	トイレットペーパー	エコマーク認定商品であること。	
	封筒	再生紙使用、窓枠部分はグラシン紙であること。	 グリーンマーク
文具類	単価契約物品	以下のいずれかに該当すること。 ・エコマーク認定商品 ・グリーン購入法適合商品 ・「エコ商品ねっと」掲載商品	
	上記以外		
家具	オフィス家具	グリーン購入法適合商品であること。	
電子機器	パソコン	国際エネルギースター適合機種であること。	
	プリンタ		
	コピー機		
照明	蛍光灯照明器具	グリーン購入法適合商品であること。	 
	直管形蛍光ランプ(40形)		
自動車	乗用自動車	平成 27 年度以降の燃費基準達成車かつ平成 17 年度以降の排出ガス基準 75%低減車であること。	 低排出ガス車 平成17年度燃費基準達成車かつ平成17年度排出ガス基準75%低減車 国土交通大臣認定車
	貨物自動車		
消火器	消火器	エコマーク認定商品であること。	
制服	作業服・消防服	グリーン購入法に適合し、ポリエステルを使用する部分は25%リサイクル繊維のものであること。	 PETボトル 再利用品
印刷	広報せと	環境に配慮した紙やインキを使用すること。	 VEGETABLE OIL INK